

第4回

笛吹市・芦川村合併協議会会議録

平成18年7月25日 開会

平成18年7月25日 閉会

第 4 回

笛吹市・芦川村合併協議会

平成18年7月25日

第4回 笛吹市・芦川村合併協議会

平成18年7月25日
午後3時01分開議
芦川村ふるさと総合センター
1階 大ホール

- 第1 開 会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 議 事
 - (1)協議事項
 - 協議第1号 平成17年度歳入歳出決算の承認について
 - 協議第2号 平成18年度歳入歳出決算見込みについて
 - (2)報告事項
 - 報告第1号 事務的すり合わせ事項について
 - 報告第2号 合併記念式典について
 - 報告第3号 芦川支所開所式について
 - 報告第4号 合併協議会の解散について
 - そ の 他
 - (3)そ の 他
- 第4 その他
- 第5 閉 会

開会 午後 3時01分

司会（池田聖仁君）

皆さまおそろいでございます。

開会に先立ちまして、あいさつを交わしてから始めさせていただきます。

ご起立をお願いします。

礼。

ご着席をお願いいたします。

それでは、ただいまから第4回笛吹市・芦川村合併協議会を開会します。

最初に、会長からごあいさつをいただきます。

荻野会長をお願いします。

会長（荻野正直君）

皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中を合併協議会の委員の皆さま方には、お差し繰りをいただきまして、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

笛吹市・芦川村の合併協議会も今回、4回目でございますけれども、皆さま方のご協力によりまして、本日、最終回を迎えることができました。

いろんな大きな課題を抱えている部分もございますけれども、トータル的には皆さま方のご理解の中で、スムーズにこの協議会が進むことができました。

私は、今、笛吹市が誕生しまして、笛吹市そのものはまだ1年10カ月そこそこでございますけれども、このところ全体を見回してみますと、何とか落ち着いてきたかと、こんな状況でございます。

こういう状況の中でありまして、芦川村さんを新たに8月1日から、笛吹市と一緒にやらせていただけるといようなことに関しまして、まったく不安がないわけではありませんけれども、いままでの経過の中でお互いの問題点を問題として出し、そして、十分にご議論をいただく中で、新しい笛吹市がスタートできるのではないかと、このように思っております。

なかなか、合併いたしますと一番の問題は、それぞれの地域、それぞれの地区でやっていたことと、他の地区でやっていたことと、いくつかギャップがございます。そのギャップをどう埋めていくか、お互いにどう理解していくか、このことが一番重要でございます。

特に、今回の芦川村さんとの合併につきましては、笛吹市の状況に準ずると、統一していくという全体的には、そういう方向での協議が多かったわけであります。

協議の中では、そうなっていくのかなと、皆さん頭の中ではご理解いただきまして、一つひとつこれが現実になっていくというふうなことになりますと、それぞれの中で、こんなはずではなかったという部分もあるかもしれませんが、そういうときには、やはりお互いに異存のないご意見を出し合っていていただいて、そして、新笛吹市を一緒になってつくっていただきたいと思っております。

特に、過日の芦川村の閉村式にお邪魔をさせていただきました。この会場でさせていただきましたけれども、非常に芦川村の歴史、それから芦川村にある文化、こういったものを笛吹市の中でどう生かしていくか、ずっと私は式典の最中そのことを、一人ひとり参加していただいた皆さまの顔を拝見しながら考えておりました。

これは、やはり歴史というのは一朝一夕でつくれるものではありませんし、なおかつ歴史だけに固守していても新しいことはできません。こういったことをお互いに理解しながら進めていただければありがたいと思います。

終りになりますけれども、野沢村長さんはじめ芦川村の議員の皆さん方、そして行政委員の皆さま、また職員の皆さま方、大変いままで芦川村のためにご尽力をいただきまして、新しい笛吹市になりました。これまで以上に皆さま方のご協力とご支援をいただければ、なおかつ素晴らしい市ができると私は確信をいたしております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

開会にあたりまして、一言あいさつとさせていただきます。

本日は誠にご苦労さまでございます。

司会（池田聖仁君）

それでは、議事に移ります。

以下、進行を荻野会長、お願いします。

議長（荻野正直君）

それでは、協議に入らせていただきたいと思います。

本日の協議第1号でございます。

平成17年度歳入歳出決算の承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（内藤文子君）

平成17年度歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

最初に、平成17年度については、今年1月より2月までが任意の協議会、法定協議会へは3月1日に移行いたしましたので、この3月の1カ月分の予算執行でございましたので、ご承知おきください。

それでは、歳入につきましては、県の支出金、収入済額250万円、諸収入154万582円でございます。歳入合計は404万582円でございます。

歳出につきましては、総務費、支出済額404万581円、予備費はゼロ、よって、歳出合計は404万581円でございます。

歳入歳出差引残額につきましては、1円となります。

次に、事項別明細書ですけれども、3ページをご覧ください。

2款県支出金、県補助金といたしましては250万円でございます。

4款諸収入の154万582円につきましては、任意協議会決算による決算剰余金でございます。

次に、歳出ですが、4ページをご覧ください。

1款総務費、1項事業推進費の支出済額388万6,251円となります。11節需用費の主なものはコピー機のカウンター料等。13節委託料の主なものは例規の整備委託料等でございます。

2項総務管理費の支出済額15万4,330円の主なものは、14節使用料及び賃借料のコピー機のレンタル料等でございます。

2款予備費については、1項事業推進費へ充用いたしましたので、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロとなります。

戻っていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入金404万582円から歳出金404万581円を差し引きまして、歳入歳出差引残額が1円となり、これは平成18年度へ繰り越しいたしました。

以上、雑ばくな説明でございますけれども、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、平成17年度の歳入歳出決算についての説明が終わりました。

それでは、監査委員さんに監査をしていただいておりますから、金井監査委員さんのほうからご報告をお願いいたします。

監査委員（金井豊明君）

それでは、監査の報告をいたします。

平成17年度笛吹市・芦川村合併協議会歳入歳出決算につきましては、予算差引簿および関係諸帳簿、証拠書類等を審査いたしました。適正に処理されておりましたことを、ここに報告を申し上げます。

以上です。

議長（荻野正直君）

金井監査委員さん、梶原監査委員さんにつきましては、大変ご苦労さまでございました。

ただいま、平成17年度歳入歳出決算の承認の件につきまして、説明また監査報告をいただきました。

これに関しまして、ご意見、またご質問がございましたらちょうだいしたいと思います。

いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますけれども、このようにご承認いただいてよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、協議第1号 平成17年度歳入歳出決算につきましては、ご承認をいただきました。

ありがとうございました。

続きまして、協議第2号でございます。

平成18年度歳入歳出決算見込みについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（内藤文子君）

平成18年度歳入歳出決算見込みについて説明させていただきます。

この予算につきましては、4月1日から7月31日までの予算編成となっております。

それでは、7ページをお開きください。

18年度の歳入見込みにつきましては、負担金、収入済額300万円、県支出金300万円、繰越金1円でございます。歳入合計は600万1円でございます。

歳出見込みにつきましては、総務費の600万円、予備費はゼロ、よって、歳出合計は600万円でございます。

8ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は1円となる見込みです。

次に、事項別明細書ですが、9ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款負担金の収入済額は300万円でございます。これは両市村それぞれ150万円ずつご負担いただいたものでございます。

2款県支出金、事業費県補助金といたしまして300万円でございます。

3款繰越金につきましては、17年度の繰越金でございます。

次に、歳出の事項別明細書ですが、10ページをお開きください。

1款総務費の8節報償費につきましては、調印式典における記念講演の講師の謝礼でございます。11節需用費につきましては、合併協定書および新笛吹市基本計画、また芦川村の皆さまにお配りいたしました「暮らしのガイドブック」の印刷代等でございます。12節役務費につきましては郵便料。13節の委託料は例規の整備委託料等でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、コピー機のレンタル料等でございます。

歳出の合計は600万円となります。

なお、この決算につきましては、7月31日で締めまして同時に監査を受けます。

8ページに戻っていただきます。

ここで剰余金が発生するわけでございますけれども、これらにつきましては、笛吹市の一般会計へ繰り入れます。

以上、平成18年度歳入歳出決算見込みについての説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認いただけますようお願い申し上げます。

議長（荻野正直君）

ご苦労さまでございました。

それでは、こちらにつきましても監査をいただいておりますから、監査報告をお願いいたします。

監査委員（金井豊明君）

それでは、監査のご報告を申し上げます。

平成18年度笛吹市・芦川村合併協議会歳入歳出決算の見込みにつきましては、予算差引簿および関係諸帳簿、証拠書類等を審査いたしました。適正に処理されており、正確であることを確認いたしました。

なお、本決算につきましては見込みをもっておりますけれども、ご承知のように本協議会は7月31日までこれは継続してまいります。したがって、出納の期間も7月31日まで行われるわけでありまして、出納の契約に及ぶ支出命令等につきましては、すべて完全にこれが処理をされておりましたけれども、歳入の面につきまして、銀行等の預金利子の問題がございます。この預金利子の問題につきましては、7月31日でない金額の確定ができないということでございます。したがって1円の歳入差引残額がございますけれども、その金額に多少の移動があるということを想定いたしまして、この本決算を承認したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

監査委員さんどうもありがとうございました。

それでは、ただいま決算見込みについての報告がございました。

これに対しまして、ご意見、また提案がありましたらお受けしたいと思います。

いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますけれども、このようにご承認をいただいたものとして、よろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、協議第2号 平成18年度歳入歳出決算見込みにつきましては、ご承認をいただきました。

ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。

報告第1号 事務的すり合わせ事項についてに入らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

それでは、報告第1号の事務的すり合わせ事項につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の13ページになります。

合併に関する事務事業の協議につきましては、第1回の合併協議会におきまして、両市村が行っている事務事業について、当協議会で協議・決定をしていただき、その内容を協定書に記載するというところで、27項目をご協議いただいております。

そのほかにも、専門部会あるいは担当者間で、協議・調整をしていくことでよろしいのではないかというような申し合わせの中で、事務的すり合わせ事項として38項目が設定されておりました。

協定項目につきましては、既に27項目を決定する中で、過日の調印式が行われたわけでございますけれども、事務的すり合わせ事項につきまして、これまで担当者あるいは双方の課長等を含めた中で、細かい内容を調整して、現段階において調整されている内容につきまして、全体を網羅した形でそれぞれの関係することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

13ページの1は一部事務組合の取扱いということですが、東八代広域行政事務組合・青木が原ごみ処理組合・山梨県市町村総合事務組合・山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合については、芦川村は合併の日の前日をもって脱退する。

東山梨行政事務組合・東山梨環境衛生組合・峡東地域広域水道企業団・釈迦堂遺跡博物館組合は、笛吹市の例による。

2. 慣行（市村章、憲章等）の取扱いですが、市章、市の木・花・鳥、都市宣言については、笛吹市の現行のものを使用する。他のものについては、公募等により新たに定める。

3. 行政連絡機構（行政区）の取扱い

（1）行政区は現行のとおり笛吹市に引き継ぎ、市の制度にあわせる。

（2）区長報酬、行政区補助金等は、合併年度中は現行のとおりとし、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

4. 出資団体の取扱い

出資団体等の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

5. 交流事業の取扱い

国際交流、地域間交流事業については、笛吹市の例によって実施する。

国内交流については、合併後調整する。

次の、6 - 1 から次ページの9 - 3 につきましては、使用料及び手数料の取扱いになります。

6 - 1 と2 につきましては総務関係の使用料手数料です。それから7 - 1 から2、これにつきましては産業・経済・建設関係。14ページの8 - 1 と2 につきましては住民関係。それから9 - 1 から3 につきましては教育関係。それぞれ各部署に係る取扱い項目でございますけれども、いずれも笛吹市の制度に統一する調整でありまして、芦川村ふるさと総合センターなどの施設使用料につきましても、笛吹市に引き継ぐこととなっております。

次に、14ページの10. 補助金・交付金等（総務関係）の取扱い、その中で税務関係でございますが、これは笛吹市の制度に統一する。

11 - 1. 補助金・交付金等（産業・経済・建設関係）の取扱い、観光商工関係でございます。

(1) 芦川峡環境協会は、平成17年度をもって解散、今後、芦川地区で単独の観光協会設立準備を進める。

(2) 芦川村商工業振興事業費補助制度については、平成18年度末まで現行どおりとし、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

同じく農政関係でございます。

(1) 芦川村産業振興特別対策事業費補助金は、現状のとおり笛吹市に引き継ぎ、笛吹市において調整する。

(2) 芦川村産業振興特別対策事業費補助金および芦川村有害獣防除用資機材補助金は、平成18年度は現行のとおり笛吹市に引き継ぎ、平成19年度笛吹市において調整する。

(3) 獺友会運営費補助については、平成18年度は現行のとおり笛吹市に引き継ぎ、平成19年度笛吹市の制度に統一する。

(4) 以外の項目については、笛吹市の制度に統一する。

12 - 1. 住民関係の保健衛生の部分ですが、18年度は現行どおりとし19年度から笛吹市の制度に統一する。

15ページであります。

12 - 2. 環境衛生関係

笛吹市の制度に統一する。

12 - 3. 住民関係

笛吹市の制度による。

12 - 4. 福祉関係

18年度は現行どおりとし、19年度から笛吹市の制度に統一する。

13 - 1. 学校教育関係

基本的には笛吹市の制度に統一するが、校外バス借り上げ補助などは個別に調整する。

13 - 2 . 社会教育関係

笛吹市の制度に統一する。

13 - 3 . 社会体育関係

19年度から笛吹市の制度に統一する。なお、地区体育奨励費は合併から統一する。

13 - 4 . 青年団関係

笛吹市の制度に統一する。

補助金・交付金等につきましては、以上でございます。

次に

14 . 広聴広報の取扱い

笛吹市の制度に統一する。

15 . 農林業振興の取扱い。

(1) 農業用廃ビニール収集処理事業、農政推進事業(国補・県補含む) 転作事業、農業振興地域管理、管理台帳及び図面、中山間地域等直接支払い交付金、森林組合、林業関係事業、森林整備地域活動支援交付金制度は、笛吹市に引き継ぐ。

(2) 遊休農地対策は、平成18年度は現行どおり笛吹市に引き継ぎ、平成19年度笛吹市において調整する。

(3) 森林整備計画については、平成18年度中に笛吹市としての統一の計画を策定する。

(4) 林業関係団体については、現状のとおり笛吹市に引き継ぎ、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

(5) 上記以外は笛吹市の制度に統一する。

16ページになります。

16 . 農業土木事業の取扱い

(1) 団体営畑かん施設は、現行どおり笛吹市に引き継ぎ、笛吹市において調整する。

(2) 中山間地域総合整備事業は、笛吹市に引き継ぐ。

17 . 農業基盤整備事業の受益者負担金の取扱い

笛吹市の制度に統一する。

18 . 商工観光事業(各種イベント等)の取扱い

継続して実施する。

19 . 商工業・観光振興の取扱い

芦川峡観光協会は、平成17年度をもって解散、今後、芦川地区で独自の観光協会設立準備を進める。

20 . 温泉、保養施設の取扱い

これにつきましては調整不要ということでございました。

21 . 都市計画の取扱い

笛吹市の制度に統一する。

22 . 道路・河川・公園等の取扱い

笛吹市の制度に統一する。

- 23. 建設・建築事業の取扱い
笛吹市の制度に統一する。
- 24. 戸籍、住民基本台帳・諸証明、窓口業務の取扱い
笛吹市の制度に統一する。
- 25. 児童福祉の取扱い
笛吹市の制度に統一する。
- 26. 高齢者福祉の取扱い
笛吹市の制度に統一する。なお、「世代間交流事業」「高齢者スポーツ大会」「訪問理美容サービス事業」「老人クラブ助成」「各種支援事業」「生きがいデイサービス事業」「配食サービス事業」「高齢者友愛訪問事業」については、18年度は現行どおりとし、19年度から笛吹市の制度に統一する。
- 17ページでございます。
- 27. 障害者福祉の取扱い
笛吹市の制度に統一する。
- 28-1. 社会福祉の取扱い 住民関係
笛吹市の制度に統一する。
- 28-2. 社会福祉の取扱い 福祉関係
笛吹市の制度に統一する。
- 29. 保健衛生の取扱い
基本的には合併時から市の制度に統一するが、項目によっては19年度から統一を図る。なお、献血、新生児訪問指導については現行どおり行う。
- 30. 保育事業の取扱い
保育事業に関しては笛吹市の例による。ただし、芦川村へき地保育所の運営に関しては現行のまま引き継ぐ。
- 31. 社会福祉協議会の取扱い
社会福祉協議会によりまして調整しておりますので、ここでは調整しておりません。
- 32. 廃棄物・し尿処理の取扱い
ごみの分別、収集、処理については、平成19年度より笛吹市の制度に統一する。
- 33. 学校給食の取扱い
学校給食の実施方法については現行のとおりとする。
- 34. 生涯学習の取扱い
笛吹市の制度に統一する。
芦川村ふるさと健康祭りは継続する。
文化財は笛吹市に引き継ぐ。
- 35. 生涯学習施設の取扱い
芦川村ふるさと総合センターは現状どおりとする。
芦川村グリーンロッジについては、合併後に検討調整する。
- 18ページでございます。
- 36. 社会体育の取扱い
笛吹市の制度に統一する。体育祭り、球技大会は現状どおりとする。

37. 体育施設の取扱い

笛吹市の制度に統一する。

38-1、38につきては、その他事務事業の取扱いになっております。

1つ目に企画関係でございます。

(1)平成18年度から策定予定の笛吹市総合計画に芦川村を加え検討する。

(2)芦川村過疎地域自立促進計画は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3)芦川村定住促進事業は、合併年度については制度をそのまま引き継ぎ、その後については新市で検討する。

38-2. 出納事業関係でございます。

笛吹市の制度に統一する。

38-3. 循環、巡回バス等

現行のまま新市に引き継ぐ。現在、市で検討している市営バス再編整備の中で、芦川村も併せて検討する。

38-4. 総務関係

笛吹市の制度に統一する。

38-5. 電算関係

市民生活への影響度の大きいものから優先的に笛吹市の電算システムへ統合する。

38-6. 防災関係

施設を市に引き継ぎ運用するものとする。行政連絡放送等は支所の判断で対応する。緊急放送については当面宿直を継続し対応していくが、今後、電話回線を利用した遠隔操作技術の導入や、支所職員への携帯電話の配備、また消防受令機の増設等を検討していく。

以上、事務的すり合わせ事項につきまして、報告させていただきました。

よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

ご苦労さまでございました。

ただいま、報告第1号 事務的すり合わせ事項につきまして説明がございました。

それでは、続きまして、報告第2号に移らせていただきます。

合併記念式典についての報告をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

19ページになりますので、ご覧ください。

報告第2号 新笛吹市合併記念式典についてでございます。

既に、7月3日付で皆さまにはご案内を申し上げているところでございます。

合併記念式典でございますが、8月1日（火曜日）午前10時から笛吹市のスコアレーセンター多目的集会室で行います。

内容につきましては、ここに書いてあるとおりでございますけれども、出席予定者といたしまして、161名を予定してございます。

来賓につきましては、山梨県知事、国会議員、それから県議会議員、近隣の首長等にご出席をいただくことになっております。

また、招待者につきましては、本日ご出席いただいております協議会の委員の皆さま方、関係者の皆さまにご出席をいただくことになっております。

よろしくお願いたします。

次に、その下に報告第3号がございます。

笛吹市役所芦川支所開所式について、これにつきましても続けてご説明させていただきます。

8月1日の午前8時から8時15分までの間でございますが、芦川支所の玄関前におきまして、開所式を行います。

内容につきましては、芦川支所という銘版がございます、その除幕式を行います。出席につきましては、市長ほか職員が出席して除幕式を行うというようなことになっております。

以上、式典関係を報告させていただきました。

よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

ご苦労さまでございました。

それでは、続きまして、報告第4号でございます。合併協議会の解散について報告をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

20ページになります。

報告第4号 合併協議会の解散についてであります。

本合併協議会につきましては、昨日、臨時議会が両市村によって開催されまして、合併協議会の解散について議決いただいたところでございます。

この内容を朗読させていただきます。

平成18年8月1日に東八代郡芦川村が笛吹市へ編入合併することに伴い、笛吹市・芦川村合併協議会を解散（廃止）するものであり、地方自治法第252条の6の規定により、関係市村の臨時議会において、平成18年7月31日をもって、合併協議会を廃止する議決がなされたので報告します。

平成18年7月25日

以上です。

議長（荻野正直君）

1号から4号まで報告をいただきました。

特にご質問等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

副会長（野沢今朝幸君）

そのことについては、幹事会の報告ということで報告をいただいているんですけども、今ちょっと気が付いたことで、そのときに気が付けばよかったんですけども、報告第1号の字句の問題ですけども、大体の言い方が「制度に統一する」という言い方をしている中で、例えば、15ページになりますけれども、12-3が「制度による」という言い方、そして16ページの21になりますけれども、都市計画の取扱いということで、「笛吹市の制度に統一」という言い方、このへん、もし同じであったら字句を統一したほうが誤解を生まないと思いますので、内容が違うのならともかく、お願いたします。

事務局員（成島敦志君）

失礼いたしました。

ただいま、副会長さんがおっしゃるとおりでございます。内容的には、ほかの笛吹市の制度に統一するというものとなんら変わりはありませんので、そのようにこの場で訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

それでは、本日の協議事項、報告事項は以上であります。

その他に移りたいと思いますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（池田聖仁君）

私のほうから、1点だけ報告させていただきます。

実は、4月18日、合併協定調印をいたしました、合併協定項目の26番、学校教育の取り扱いでございます。

朗読いたしますと、26番 学校教育の取扱い、学校施設については合併時は現行のとおり笛吹市に引き継ぎます。新市における学校施設や通学区などにについては、検討委員会を設け総合的な検討を行い、教育関係の統一を図るというものです。

実は、この検討委員会につきまして、4月から前倒しいたしまして検討をしてきたものでございますけれども、去る7月19日に検討委員会の結果報告書の提出をいただきました。しかしながら、内容的には意見の統一を見ず、笛吹市、芦川村それぞれの検討結果の報告書をいただいたところでございます。

今後の取扱いといたしましては、新市におきまして、教育委員会を中心といたしまして検討をしていくということで、ご報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ご苦労さまでございました。

そのほか何かございますでしょうか。

よろしいですね。

（なし）

ないようでございますから、本日の議事、協議につきましては、以上とさせていただきます。

なお、この後、説明がございませぬけれども意見交換会がございませぬ。本来ならもっと早めにこの機会の計画があったのですが、最終日になりましたけれども、今後、芦川村と笛吹市が、8月1日から新たに1つの市として出発していくわけでありませぬ。せっかくこうしてお知り合いになりましたから、ぜひ今後ともいろいろな意見が交換できるようにということも込めまして、この後、そういう場を用意させていただいておりますから、また、その場を有効にご活用いただければありがたいと思ひませぬ。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了とさせていただきます。

長い間、本当にご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

司会（池田聖仁君）

それでは、1点、私のほうから報告の補足説明をさせていただきます。

芦川支所の開所式、それから笛吹市の合併記念式典につきましては、先ほどご報告させていただいたとおりでございます。

その前に7月31日に、午後4時から職員の辞令交付式を市長室におきまして行います。課長以上でございます。

それから、合併記念式典終了後、村長はじめ助役、収入役、監査委員、教育長の引き継ぎを関係職員同席の下に実施いたします。よろしくお願いたします。

それから、ただいま会長からお話ございました、合併協議会は今回が最終となりますので、この後意見交換会を開催いたします。会場につきましては、「田舎体験おてんぐさん」でございます。

どうかご移動をお願いしたいと思います。

それでは、閉会のことばを野沢副会長お願いします。

副会長（野沢今朝幸君）

どうもご苦労さまでした。

昨日の官報のほうにも竹中総務大臣の告示ということで、笛吹市と芦川村の合併の統廃合、廃置分合についての告示がありました。これで法律的にも世間に通用するというような段階になったわけですけれども、本当にこの間、県議会議員の前島先生、山下先生、そして、県のほうの市町村課を中心にする大所高所からのご助言、そしてご支援の中で、本当にスムーズに合併できたことに対して、まずお礼を申したいと思います。

そして、なりよりもこの合併が荻野市長さんのリーダーシップの下に、短期間に成し遂げられたということに対して、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

そういう背景としまして、それぞれの地域審議会での好意的な反応、これは市民全体の好意的な反応だと思えます。

そして、先ほど市長さんのほうからもお話がありましたように、当合併協議会におきまして、委員の皆さんの熱い、そして温かい気持ちの下で、合併協議が進められたということに対して、本当に心から改めてお礼を申し上げたいと思います。

いよいよ時は地方分権の時代になるわけですが、今の地方分権というのが財政問題というようなことで進んでいるわけですけれども、私はこの財政問題自体も、実は日本の国・地方を通じての制度設計が、やはり本来ならバブル以前にすべきものが、15年ほどたぶん遅れてしまったと、そういうような結果として、今、770兆円からの国・地方の赤字が出ていると、GDPの1.5倍という、ちょっと想像できないような赤字を抱えている、まさに財政的には破綻しているような状況だと思えます。

そういう中で、財政の問題が表に出ていますけれども、やはりこれは国と地方の権限の問題ということが遅れたために、こういうことになったかと思えます。

ご存じのように、1999年の自治法の改正によって、いままで地方自治体は機関委任事務ということで、実際にはそういうことはなかったんですけれども、極端に言えば、国のほうで気にいらなければ知事をはじめ市町村長、これは首にできるくらいの、そういう法律でありました、戦後の自治法は、それが1999年に本当に対等、平等な関係になり、地方分権という形に移ろうというところで、一番大きな問題は、小さな市町村では、たぶんこの分権を受け入れ

る基盤はないと思います。そういう中で、笛吹市「躍動するふれあい文化都市」の一翼を微力ながら入れていただくことによって、その地方分権に対して、しっかりした基盤の下に対応できるということで、本当に村民一同喜んでるところであります。22日には閉村式がありましたけれども、もちろん一定のわびしさもありましたけれども、本当に次の時代が、新しい時代が来るということで、村民も決意を新たにしたところでもあります。

なによりも、これからは住民自治ということが大切になるかと思えます。その点では、芦川は前の6町村に比べてまだまだ劣っていると思います。そういう中で、みんなで自分たちの地域は自分たちでがんばってどうにかしていくと、そういう中で笛吹市の一翼を担っていきたいと考えています。

また、今後とも皆様のご支援、ご協力、あるいはご助言をいただき、この地域もがんばって、恥かしくない笛吹市の一員となれるようにしていきたいと思えますので、よろしく願います。

どうもありがとうございました。

司会（池田聖仁君）

それでは、互礼をしてこの場を散会したいと思います。

ご起立をお願いいたします。

礼。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時45分

第4回 笛吹市・芦川村合併協議会 出席者

平成18年7月25日

【 笛 吹 市 】

荻野正直
龍澤敦
望月健二
中村善次
井上一巳
志村勢喜
鈴木貞夫
吉原五鈴子

【 芦 川 村 】

野沢今朝幸
野澤一男
中村長年
五味善英
霜村千代晴
宮川正夫
藤本芳政
芦澤今朝光
市川七津恵